

環境経済委員会資料

豊橋市中小企業振興基本条例（仮称）  
の考え方について

令和6年8月23日

産業部商工業振興課

## 目 次

1. 条例制定の背景と必要性について	3
2. 条例の骨子	6
3. スケジュール	7
参考	8
(1) 本市の事業所数・従業者数について	
(2) 他自治体の条例制定状況	

## 1. 条例制定の背景と必要性について

### (1) 事業者が置かれている状況

令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症は、人及び物資の移動の制限によるサプライチェーンの寸断、対面サービスの停止に伴う需要及び供給の縮小、経済活動の停滞など世界経済に多大な影響を及ぼした。その後、感染症法上の分類が5類へ引き下げられたものの、不安定な海外情勢を発端とした原油原材料高による物価高騰など、経済は先行き不透明感を増している。

また、2025年には団塊の世代が75歳以上に、2030年には国内人口の1/3が65歳以上の高齢者になることで深刻化する生産年齢人口の減少に伴う人手不足など、事業者を取り巻く環境は刻一刻と変化している。

このような社会情勢の変化に加え、本地域では経営者の高齢化及び後継者不足が顕著となっており事業継続が喫緊の課題である中、柔軟な働き方や加速するデジタル化、脱炭素への取組など事業者に求められる役割が多様化している。事業者は今まで通りの事業活動を維持するだけでなく、社会の変化に柔軟に対応しなければ淘汰される時代となりつつある。

### (2) 本市の現在の取組

本市は、平成23年4月に農業・工業・商業全ての産業をさらに持続・発展させ、本市産業政策の基本的考え方と戦略を明らかにし、それに基づく取組の計画的かつ着実な推進を図るために「産業戦略プラン」を策定した。現在は、第3次豊橋市産業戦略プランの計画期間が令和4年度から令和7年度までとなっており、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮した戦略及び計画が策定されている。一方で、令和8年度から第4次豊橋市産業戦略プランの計画期間が始まる見込みであり、新たな計画策定に向けた各施策の見直しも並行して進められる。

自治体においても従来通りの事業者支援に留まらず、事業者が急激な社会情勢の変化に対応できるよう、時代に適合した柔軟な施策を実施することが求められている。

### (3) 条例制定の必要性

本市の事業所は約99%が中小事業所で構成されており、従業者も約77%がこれらの中小事業所で勤務している。よって、市内の中小企業の経営基盤の安定及び発展は、本市の地域経済のみならず、中小企業に勤める市民の生活の安定及び向上にも直結する問題である。

中小企業者の事業継続及び発展を実現するためには、市のみでなく、主体である中小企業者、伴走支援を実施している商工会議所等の中小企業支援機関、同業者等で構成される中小企業団体、学術的な知見を有する大学等がそれぞれの強みを活かしながら相互に連携することが必要不可欠である。

以上のことから、「産業戦略プラン」に基づく時代に適合した柔軟な施策だけでなく、どのような社会情勢にあっても、中小企業者の自主的な努力が基本であるという認識の下、関係者が連携しながら、本市の基盤を形成する重要な施策として中小企業の振興が実行されなければならない。そこで、中小企業の振興に係る長期的な市の方針を明らかにし、重要な施策であることを位置付け、中小企業者、中小企業支援機関、中小企業団体等の関係者の役割を規定することで、地域全体としての体制を整備するため、条例を制定する。

なお、令和8年度を始期とする第4次産業戦略プランにおいても、中小企業の振興に係る施策の根幹になるものとして本条例を根拠に戦略及び計画を策定する見込みである。

# 豊橋市中小企業振興基本条例(仮称)の概要

## 目的

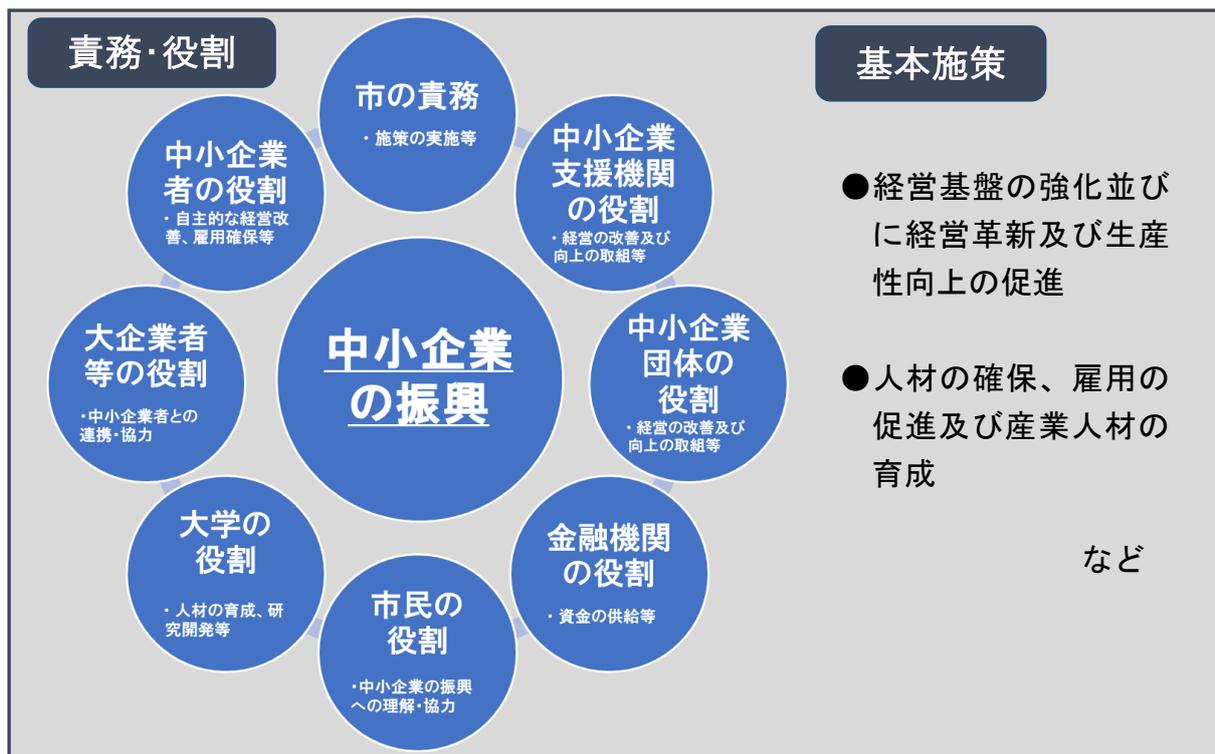
中小企業の振興を推進することによって、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する。

## 位置付け

本条例に中小企業振興の方向性を規定することで、産業戦略プランにおける中小企業振興施策の根拠となる。

## 基本理念

- 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を基本とすること。
- 中小企業の振興は、中小企業者が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- 中小企業の振興は、関係者が相互に連携及び協力すること。



## 目指す姿

中小企業的发展

地域経済的发展

市民生活の向上

## 2. 条例の骨子

### (1) 目的

中小企業の振興に関し、施策を総合的に推進することにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (2) 中小企業者の定義

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所等を有するもの。

### (3) 基本理念

中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を基本とし、中小企業者が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識をもって行い、関係者が相互に連携及び協力して推進する。

### (4) 責務、役割等

ア 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に係る施策を総合的に行う。

イ 中小企業者は、経営の改善及び向上並びに雇用機会の確保及び人材の育成に努める。

ウ 中小企業支援機関及び中小企業団体は、中小企業者の経営の改善及び向上のための取組を行う。

エ 大企業者等は、中小企業者と連携及び協力するよう努める。

オ 金融機関及び大学並びに市民は、中小企業の振興に協力するよう努める。

### (5) 基本施策

ア 経営基盤の強化並びに経営革新及び生産性向上の促進を図ること。

イ 人材の確保、雇用の促進及び産業人材の育成を図ること。

ウ その他中小企業の振興に関すること。

### (6) 小規模企業者への配慮

市は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

### (7) 意見の聴取

市は、施策の実施に当たっては、必要に応じて中小企業支援機関等の意見を聴くものとする。

(8) 財政上の措置

市は、中小企業の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(9) 施行時期

令和7年4月1日（予定）

(10) その他

本条例の施行にあわせて、豊橋市中小企業近代化奨励条例と豊橋市中小企業振興条例の題名を改正する。

### 3. スケジュール

年	月	項目
令和6年	8	環境経済委員会
	9	パブリックコメント
	12	条例案提出、議決、公布
令和7年	4	施行

## 参考

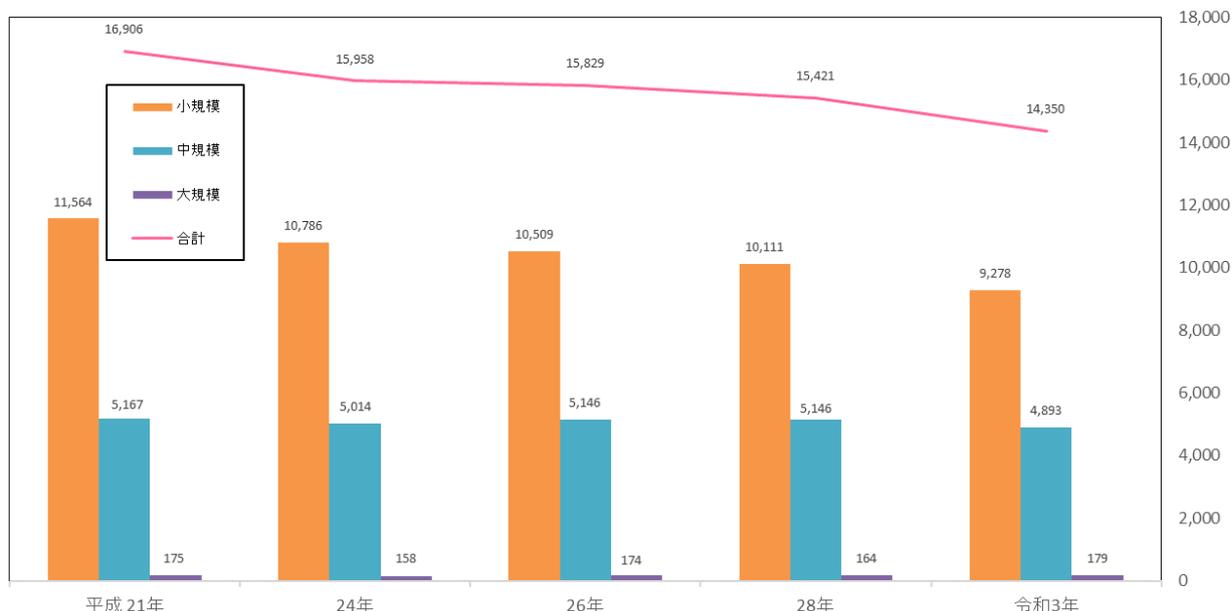
(1) 本市の事業所数・従業者数について

○事業所数の推移

(単位：事業所)

年度	合計 事業所数	中小事業所		小規模		中小規模		大規模	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
平成21年	16,906	16,731	98.96%	11,564	68.40%	5,167	30.56%	175	1.04%
24年	15,958	15,800	99.01%	10,786	67.59%	5,014	31.42%	158	0.99%
26年	15,829	15,655	98.90%	10,509	66.39%	5,146	32.51%	174	1.10%
28年	15,421	15,257	98.94%	10,111	65.57%	5,146	33.37%	164	1.06%
令和3年	14,350	14,171	98.75%	9,278	64.65%	4,893	34.10%	179	1.25%

資料：経済センサス



<中小・小規模事業者の扱い>

※中小企業基本法では、「資本金の額または出資額の総額」の分類を含むが、「常時雇用者数」の分類のみとした。

(常時雇用者数)

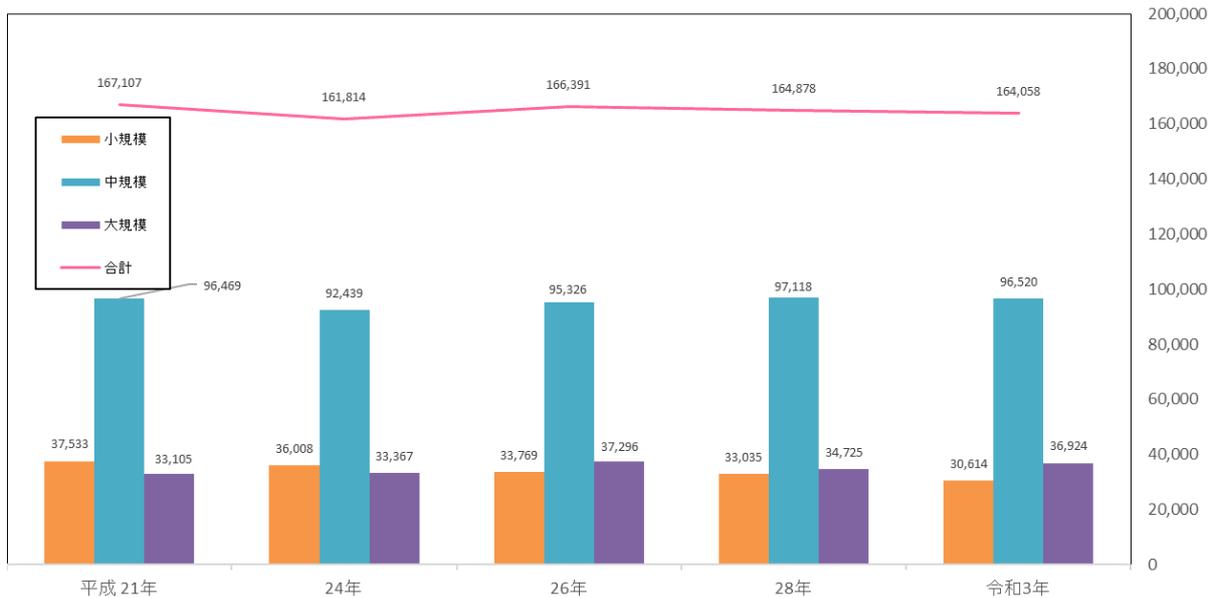
	中小規模	小規模
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(下記を除く)	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下

○従業者数の推移

(単位：人)

年度	合計 従業者数	中小事業所		小規模		中小規模		大規模	
		従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
平成21年	167,107	134,002	80.19%	37,533	22.46%	96,469	57.73%	33,105	19.81%
24年	161,814	128,447	79.38%	36,008	22.25%	92,439	57.13%	33,367	20.62%
26年	166,391	129,095	77.58%	33,769	20.29%	95,326	57.29%	37,296	22.41%
28年	164,878	130,153	78.94%	33,035	20.04%	97,118	58.90%	34,725	21.06%
令和3年	164,058	127,134	77.49%	30,614	18.66%	96,520	58.83%	36,924	22.51%

資料：経済センサス



(2) 他自治体の条例制定状況

中核市及び近隣市のうち、中小企業振興基本条例に類する条例を制定している自治体一覧

○中核市

62自治体中 33自治体が制定 (令和6年7月現在)

市名	条例名	施行期日
函館市	函館市中小企業振興基本条例	平成22年4月1日
旭川市	旭川市中小企業振興基本条例	平成23年7月1日
青森市	青森市中小企業振興基本条例	平成24年6月27日
八戸市	八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例	令和4年4月1日
秋田市	秋田市中小企業振興基本条例	平成31年2月1日
山形市	山形市中小企業振興条例	平成31年4月1日
福島市	福島市中小企業振興基本条例	平成28年4月1日

郡山市	郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例	平成29年4月1日
いわき市	いわき市中小企業・小規模企業振興条例	平成28年4月1日
水戸市	水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例	令和5年4月1日
前橋市	前橋市中小企業振興基本条例	平成25年10月1日
高崎市	高崎市商工業振興条例	昭和59年4月1日
川越市	川越市中小企業振興基本条例	平成27年3月17日
川口市	川口市中小企業振興条例	平成22年4月1日
柏市	柏市産業振興基本条例	平成18年4月1日
横須賀市	横須賀市中小企業振興基本条例	平成24年4月1日
富山市	富山市商工業振興条例	平成17年4月1日
甲府市	甲府市中小企業・小規模企業振興条例	平成29年4月1日
吹田市	吹田市産業振興条例	平成21年4月1日
枚方市	枚方市産業振興基本条例	平成22年10月1日
八尾市	八尾市中小企業地域経済振興基本条例	平成23年7月1日
寝屋川市	寝屋川市産業振興条例	平成25年4月1日
東大阪市	東大阪市中小企業振興条例	平成25年4月1日
西宮市	西宮市産業振興基本条例	平成31年4月1日
鳥取市	鳥取市中小企業・小規模企業振興条例	平成29年4月1日
松江市	松江市中小企業・小規模企業振興基本条例	令和元年7月12日
呉市	呉市中小企業・小規模企業振興基本条例	令和元年7月20日
高知市	高知市中小企業・小規模企業振興条例	令和4年7月1日
高松市	高松市中小企業基本条例	平成24年12月26日
松山市	松山市中小企業振興基本条例	平成26年4月1日
大分市	大分市中小企業振興基本条例	平成27年4月1日
鹿児島市	鹿児島市中小企業振興基本条例	令和4年4月1日
那覇市	那覇市中小企業振興基本条例	平成22年12月24日

○近隣市（豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、浜松市）

5自治体中 3自治体が制定

市名	条例名	施行期日
蒲郡市	蒲郡市産業振興基本条例	令和4年4月1日
新城市	新城市地域産業総合振興条例	平成27年12月25日
浜松市	浜松市中小企業振興基本条例	平成31年4月1日

○愛知県 愛知県中小企業振興基本条例（平成24年10月16日施行）